

○小諸市公共物管理条例

昭和62年3月25日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めのあるもののほか、公共物の管理及びその利用について必要な規制を行い、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共物」とは、次の各号に掲げるものをいい、その定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 普通河川等 河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、溝きよ、用排水路、ため池等（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）をいい、これらに係る河川管理施設を含むものとする。

(2) 河川管理施設 堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他普通河川等の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。

ただし、市長以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて市長が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得た者に限る。

(3) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路（その敷地が国土交通省又は市所管公共用財産であるもの）をいい、これに係る道路管理施設を含むものとする。

(4) 道路管理施設 トンネル、橋、さく、並木、道路標識、その他道路と一体となってその効用を全うしている施設をいう。

（平12条例37・平29条例12・一部改正）

(行為の禁止)

第3条 公共物において、みだりに次ぎに掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共物を損傷すること。

(2) 公共物に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、その他の汚物、若しくは廃物を投棄すること。ただし、普通河川等において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

(3) 前各号のほか、公共物の維持管理上支障があると市長が認めて指定した行為
(許可事項)

第4条 公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 普通河川等の流水を占有すること。
- (2) 公共物（敷地が国有地及び市有地であるものに限る。以下次号において同じ。）の敷地を占有すること。
- (3) 公共物から土石、その他の産出物を採取すること。
- (4) 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (5) 公共物において土地の掘削、盛土、若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前号の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木を植栽若しくは伐採すること。
- (6) 公共物において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。

(許可の期間)

第5条 前条の許可の期間は、土石等の採取に係るものについては1年以内、その他のものについては5年以内、発電に係る流水占有については30年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、土石等の採取に係るものを除き10年以内とする。

2 前項の期間は更新することができる。

(平12条例15・平13条例18・一部改正)

(料金の納付)

第6条 第4条第1号から第3号までの許可を受けた者は、別表に掲げる額の料金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては免除する。

- (1) 国又は地方公共団体が公共のために占有又は採取しようとするとき。
- (2) かんがいのため又は飲用水のために占有しようとするとき。

2 前号各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めたときは、料金を減免することができる。

(料金の還付)

第7条 既に徴収した料金は還付しない。ただし、第11条第2項第2号又は第3号の規定による処分があったとき、その他市長が相当な事由があると認めたときに限り、

申請によって料金の全部又は一部を還付することができる。

(許可に基づく地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人、その他第4条の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

2 第4条第4号、第5号又は第6号の許可を受けた者からその許可に係る工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築若しくは竹木の植栽等をすべき土地(以下、この項において「許可に係る工作物等」という。)を譲り受けた者は、当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては同様とする。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第9条 第4条第1号から第3号の許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ譲渡とすることができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(原状回復等)

第10条 第4条の許可を受けた者は、許可に係る行為を終了し、又は廃止したときは、市長に行為廃止の届出をしなければならない。

2 前項の届出があった場合、市長は、管理上必要と認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、公共物を原状に回復し、その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例に基づく許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築若しくは除却させ、若しくは公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反している者

(2) 詐欺その他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例に基づく許可

を受けた者に対し前項に規定する処分をすることができる。

(1) 他の法令の規定による行政庁の許可若しくは許可その他の処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

(2) 市において、当該公共物に係る工事を施行し又は使用する必要があるとき。

(3) その他公益上必要と認めたととき。

3 前2項又は前条第2項により原状回復を命ぜられた者がその義務を履行しないときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（損失の補償）

第12条 市長は、前条第2項第2号又は第3号により許可の取消し等の処分をした場合、これによって通常生じる損失を補償しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補償金額を、当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（許可等の条件）

第13条 市長は、この条例に基づく許可には、維持管理上必要な最小限度の条件を付することができる。

（国等の特例）

第14条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の行う事業についての第4条及び第9条の規定については、国等と市長との協議が成立することをもってこれらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

（他の管理者との協議）

第15条 市長は、第4条及び第11条の処分をしようとする場合において、当該処分が他の公共物に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ他の公共物を管理する者に協議しなければならない。

（適用除外）

第16条 次の各号に該当する普通河川等については、この条例の規定を適用しない。

(1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の免許を受けて行う埋立地域に存在するもの

(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道として管理している区域に存在するもの

(3) 敷地が国有地若しくは市有地以外の土地であつて、特定の受益者が使用してい

るもの

2 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された区域については、第4条第4号から第6号までの規定は適用しない。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1号の規定に違反して、普通河川等の流水を占用した者
- (2) 第4条第4号の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- (3) 第4条第5号の規定に違反して、土地の掘削、盛土、若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の植栽若しくは伐採をした者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1号の規定に違反して、公共物を損傷した者
- (2) 第3条第2号の規定に違反して、土石又はごみ、その他汚物若しくは廃物を投棄した者
- (3) 第3条第3号の規定に違反して、公共物の維持管理上支障があると市長が認めて指定した行為をした者
- (4) 第4条第6号の規定に違反して、土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置した者

第19条 詐欺その他不正な手段により第4条第1号、第4号、第5号、又は第6号の許可を受けた者は、1万円以下の罰金に処する。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第17条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第21条 第8条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5千円以下の過料に処する。

（施行規定）

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に旧来の慣行又は権原に基づいて、この条例の規定により許可を要する行為を行っている者又はその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により当該行為又は工作物の設置について、この条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則（平成12年3月23日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に占用の許可を受け、その占用の期間（当該占用の更新に係る許可を受けた場合にあっては、当該更新後の占用期間を含む。次項において同じ。）が平成12年度にわたる場合における同年度の占用料の額は、この条例による改正後の小諸市公共物管理条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第6条の規定による占用料の額が、当該占用についてこの条例による改正前の小諸市公共物管理条例第6条の規定を適用した場合に得られる額に1.1を乗じて得た額を超える場合には、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、当該1.1を乗じて得た額とする。
- 3 平成12年度以降の各年度の末日において現に占用の許可を受け、その占用の期間が当該末日の属する年度（以下この項において「前年度」という。）の翌年度にわたる場合（その占用の期間が施行日の前日から引き続いている場合に限る。）における当該翌年度の占用料の額は、改正後の条例第6条の規定による占用料の額が、当該占用に係る前年度の占用料の額（前年度における占用の期間が当該翌年度における占用の期間と異なる場合にあっては、前年度における占用の期間が当該翌年度における占用の期間と同じであったものとした場合に得られる占用料に相当する額）に1.1を乗じて得た額を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該1.1を乗じて得た額とする。

附 則（平成12年12月20日条例第37号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月21日条例第18号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第38号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日条例第19号）

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表

（平12条例15・全改、平24条例38・平25条例19・平26条例12・令元条例34・一部改正）

1 流水占用料

（1） 発電に係る流水占用料

区分	料金（年額） 次の式により算定して得た額とする
揚水式発電所以外の発電所	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 1.1$
揚水式発電所 昭和48年4月1日以降に発電を開始した発電所	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数b \times 1.1$
この表の料金の欄に掲げる式において 1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。 2 補正係数bは、各発電所ごとに建設大臣が定めた数とする。	

（2） 鉱工業用に係る流水占用料

区分	単位	料金
鉱工業用	1年 毎秒1リットル (1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	3,300円

2 土地占用料

占用物件	単位	占用料
電柱、電線、変圧 第1種電柱	1本につき1年	960円

器、郵便差出箱、 公衆電話所、広告 塔、その他これら に類する工作物	第2種電柱		1,400円
	第3種電柱		2,000円
	第1種電話柱		860円
	第2種電話柱		1,400円
	第3種電話柱		1,900円
	その他の柱類		66円
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル につき1年	8円
	地下電線その他地下に設ける線 類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	650円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	440円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱		560円
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	2,800円
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,300円
水管、下水道管、 ガス管、その他こ れらに類する物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	66円
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		89円
	外径が0.2メートル以上0.4メー トル未満のもの		170円
	外径が0.4メートル以上1メート ル未満のもの		440円

	外径が1メートル以上のもの			890円
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占用面積1平方メートルにつき	1,300円
通路その他これらに類する施設	上空に設ける通路		1年	1,800円
	地下に設ける通路			940円
	その他のもの			1,300円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	28円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	280円
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	280円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,800円
	標識		1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	28円
		その他のもの	1本につき1月	280円
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	28円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	280円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,800円

		の		
		その他のもの		1,400円
	添加広告、塗付広告及び巻付広告	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	280円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,100円
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設			占有面積1平方メートルにつき1月	280円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	130円
宅地類			占有面積1平方メートルにつき1年	課税評価額×0.022
日よけ、雨よけ			占有面積1平方メートルにつき1月	26円
耕地				農業委員会で定める小作料

備考 「添加広告、塗付広告及び巻付広告」とは、電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所標識に広告を添加、塗付及び巻き付けるものをいう。

3 土石採取料

種別	単位	料金	
砂利又は砂	1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。）	230円	
切込み		210円	
土砂		180円	
れき・栗石・玉石類		260円	
転石（庭石を除く）	粒径30センチメートル以上50センチメー	1個	90円

	トル未満のもの		
	粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの		120円
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。）	5,100円
庭石			時価に基づき評価した額

4 その他の産出物採取料

種別	単位	料金
竹木		時価に基づき評価した額
あし・かや類	60センチメートル、なわしめ1束（60センチメートル、なわしめ1束未満の端数があるときは、1束に切り上げる。）	60円